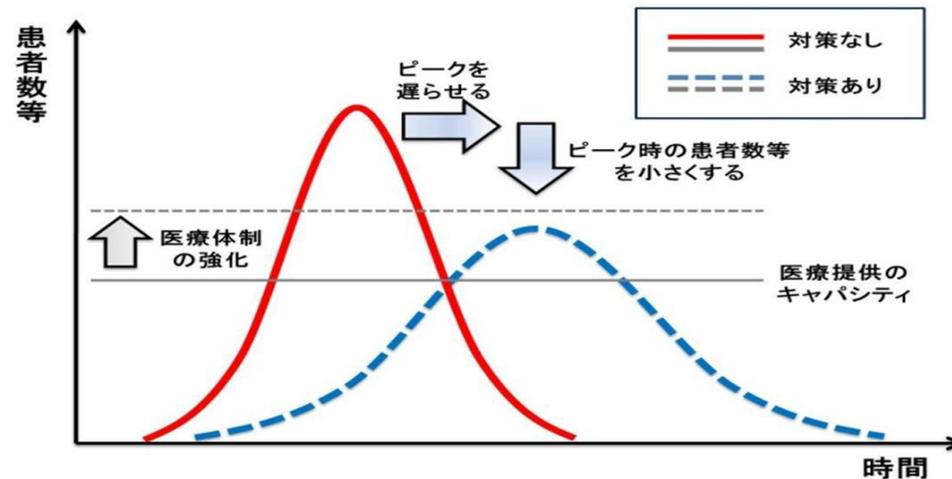


笠間市新型インフルエンザ等対策行動計画概要（案）

1. 主たる目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

<対策の効果・概念図>



対象疾病

- ・新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ・新感染症（感染症法第6条第9項）

<参考>本市における被害想定

- ・罹患率 市の人口の約25%
- ・医療機関受診患者数 8,200人～15,400人
- ・入院患者数 340人～1,300人
- ・死亡者数 100人～400人
- ・従業員の欠勤 最大40%程度（ピーク時の約2週間）

※上記の想定は、ワクチンや抗ウイルス薬の効果、現在の医療体制、衛生状況を一切考慮していない

2. 対策推進のための役割分担

- 国 国全体として万全の態勢を整備
- 県 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割
- 市 住民に対するワクチン接種、住民の生活支援、発生時の要援護者への支援
- 医療機関 地域における医療連携体制の整備、診療継続計画に基づく医療提供
- 指定（地方）公共機関 特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施
- 登録事業者 発生時に最低限の市民生活を維持できるよう重要業務の事業継続
- 一般の事業者 職場における感染対策、発生時には事業縮小など感染防止措置
- 市民 マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践

3. 行動計画の主要4項目

- ①実施体制 笠間市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策の方針を決定する。
- ②情報提供・共有 発生前：発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知、発生時の情報提供
- ③予防・まん延防止 基本的な感染対策の普及、予防接種（特定接種・住民接種）
- ④市民の生活及び経済の安定の確保 食料品等の確保等の生活支援、埋火葬

4. 発生段階

県の発生段階を参考に、6段階に区分

<発生段階（概要）>

発生段階	県・市内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県・市内未発生期	本県及び市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県・市内発生早期	本県又は市内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	国内感染期 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
県・市内発生感染期	本県又は市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5. 各段階における対策

発生段階ごとの対策の概要（案）

発生段階ごとの対策の概要（案）

新型インフルエンザが発生した場合、国が示す「基本的対処方針」に基づき、必要な対策を柔軟に選択して、実施していく。

	未発生期	海外発生期	県・市内未発生期	県・市内発生早期	県・市内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えての体制の整備 発生の早期情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えての体制の整備 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大をできる限り抑える 患者への適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑える 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の作成 関係機関との連携強化、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の情報の共有化 対策本部の設置に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施本部の開催 対策本部の設置に向けた準備 保健所が開催する二次保健医療圏を単位とした対策会議への参加 緊急事態宣言がなされた場合、対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がなされた場合、対策本部の設置、市行動計画に基づく対策の実施 保健所が開催する二次保健医療圏を単位とした対策会議への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、市行動計画に基づく対策を実施 保健所が開催する二次保健医療圏を単位とした対策会議を通じて情報共有を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態解除宣言がなされた時は、対策本部を廃止 対策実施本部で必要な対応を行う
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 情報収集、情報提供、情報共有体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 市民への発生状況や市内発生した場合の対応等の情報提供、注意喚起 国からの要請に基づき、コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 市民への国内外の発生状況と具体的対策等の情報提供 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応を周知 国からの要請に基づき、コールセンター等を設置し、国のQ&Aを参考に、適切な情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 市民への国内外の発生状況と具体的対策等の情報提供 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応を周知 関係機関等との情報共有 記者発表の方法等について、関係者と検討を行っておく 国からの要請に基づき、コールセンター等を設置し、国のQ&Aを参考に、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 市民への市内の発生状況と具体的対策等の情報提供 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように啓発する 県に対し、市内での発生について情報提供を行う 関係機関等との情報共有 コールセンター等を継続し、国のQ&Aを参考に、適切な情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集 関係機関等との情報共有体制の維持 国からの要請に基づいて、コールセンターの体制を縮小、中止
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施のための準備 a 個人における基本的な感染予防対策の普及 b 防疫措置、疫学調査等について連携強化 予防接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、基本的な感染対策を実践するよう促す 特定接種の実施 予防接種に関する情報提供 医療体制整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、基本的な感染対策の普及を図る 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・相談センターに指示を仰ぐよう、必要な啓発を行う 緊急事態におけるまん延防止策について、周知し、理解促進を図る 特定接種の実施 住民接種開始に向けた準備 予防接種に関する情報提供 緊急事態宣言がなされた場合、住民接種を実施 医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、基本的な感染対策の普及を図る 自らがり患した場合等の基本的な感染対策の普及を図る 公共施設等に対し、適切な感染対策を講じるよう要請 特定接種の実施 住民接種の実施 住民接種の広報、相談 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、基本的な感染対策を実践するよう促す 国の要請を受け、学校保健安全法に基づく臨時休業を実施 住民接種の実施 地域における診療体制を、医師会と連携して調整して確保し、市民への周知を図る 要請があった場合、在宅で療養する患者への支援や、自宅で死亡した場合の対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備え、住民接種の実施
市民の生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者、要援護者の把握 要支援者等への支援体制の構築 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備 国等の要請を受け、臨時遺体安置所、遺体の保存のための準備等の対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備 発生時の要援護者の対応について、必要な支援が行える準備 国等の要請を受け、臨時遺体安置所、遺体の保存のための準備等の対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策の実施 必要に応じ、食料品、生活必需品等の確保、配分配布を行う より患患者が在宅で療養する場合に支援が必要な患者に対し、要請があった場合、見回り等の支援を行う 県と連携して、確保した非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する 円滑な火葬の実施に努める 必要に応じて、臨時遺体安置所での遺体の保存を適切に行う 緊急事態宣言がなされている場合、水の安定供給や、生活関連物資等の価格の安定等の対策を行う 	<ul style="list-style-type: none"> より患患者が在宅で療養する場合に支援が必要な患者に対し、要請があった場合、見回り等の支援を行う 必要に応じ、食料品、生活必需品等の確保、配分配布を行う 円滑な火葬の実施に努める 必要に応じて、臨時遺体安置所での遺体の保存を適切に行う 遺体の保存作業に必要な人員等の確保 緊急事態宣言がなされている場合、水の安定供給や、生活関連物資等の価格の安定等、遺体の火葬・安置、要援護者等の対策を行う 	<ul style="list-style-type: none"> より患患者が在宅で療養する場合に支援が必要な患者に対し、要請があった場合、見回り等の支援を行う